

研究者転退職時の知的財産の扱いについて

- 大学等における職務発明は、大学が自らのポリシーに基づいて知財を取得・承継する運用となっている
- 内閣府が大学の研究者や有識者と意見交換したところでは、研究者の転退職時の知財の取り扱いに関して以下のような意見が出されている

大学研究者等からの意見の例

- 研究者の転退職時の特許取り扱いへの対応の仕方が分からない。
- 転退職時に権利移転の作業が滞ると転退職後に研究継続するのが難しい。予め研究者に考え方や選択肢を示しておくことが望ましい。
- 転退職後に研究成果の社会実装が難しくなる可能性がある。
- 大学の研究成果は研究者が転退職した場合も研究活動や社会実装が円滑に進められるように取り扱われることが望ましい。

※上記は一部の研究者との意見交換に基づくもの。引き続き研究者のみならず、大学や企業等からの意見も確認する予定

(参考) 過去の策定済みの指針を確認

「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」 (総合科学技術会議 平成18年5月策定)

- 大学等の知的財産権者は、他の大学等から、**非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（研究ライセンス）**を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて**研究ライセンスを供与**する
- 大学等の研究者が他の大学等へ異動した場合、**異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう**、その研究者の発明に係る大学等の知的財産権者は、研究者の求めに応じて速やかに**研究ライセンスを供与**することが要請される

⇒ ①**非営利目的の研究ライセンス以外**の場合（営利目的のライセンスを含む）及び ②広義の知財（**特許だけでなくノウハウやデータを含む**）の対応について分析等を進めていく